

○財務省告示第四百四十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、
 平成二十九年四月十日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成二十九年五月十二日

財務大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

| | |
|---|--|
| 一 | 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第三百四 十六回） |
| 二 | 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 |
| 三 | 振替法の適 用等 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号。 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 募集取扱機関による募集の取扱 いによる発行 |
| 四 | 発行方法 額面金額で十七億二千六百三十 万円 |
| 五 | 発行額 十七億三千六百十三万九千九百 十円 |
| 六 | 払込金額 十七億三千六百十三万九千九百 十円 |
| 七 | 最低額面金 五万円 |
| 八 | 振替単位 振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。 |
| 九 | 発行日 平成二十九年四月十日 |
| 十 | 発行価格 額面金額百円につき百円五十七 |

十一
十二

利率
経過
の払
込み

銭
○・一パーセント
各募集取扱機関は、払込金額に
加え、次の算式により算出した
金額を第十八号に規定する期日
に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 21}{100 \times 365}$$

十三

初期
利率

平成二十九年九月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

十四

第二期
以後の
利率

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利率を支払う。
平成二十九年三月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

十五
十六
十七

償還
償還
元利
払込
払込
払込
期所
期日

平成二十九年四月十日